**【令和３年度第１回審議会での質疑について】**

令和３年度第１回本庄市廃棄物減量等推進審議会での各委員からの質疑について、説明は次のとおりです。

【質疑①】収集所に出たごみの所有権の扱い

**《**説明**》**顧問弁護士定例相談会で相談し、次のとおり確認しました。

・収集所に出されたごみは本庄市の占有物であり、無主物ではない。

・収集所のごみを扱う行為（抜き取り等）は、例え、対象のごみが明らかに

価値（再利用可能である等）を有していないと思われる場合でも、窃盗等

の違反行為に該当する可能性がある。

・前回審議会での質疑のように、収集所からごみを抜き取る行為も含め、収

集所のごみを扱う行為は本庄市に連絡し、了解を得た上であれば、違反行

為に該当しない。

ただし、ごみを抜き取った後に売却して利益を得た場合、「抜き取り」だ

けでなく「売却」についても本庄市に連絡し、了解を得ていなければ、当

該行為は違反行為（窃盗、横領及び詐欺等）に該当する可能性がある。

【質疑②】ダンボールコンポスト講習会の内容のネット等での公開について

**《**説明**》**

講習会等にご協力いただいている講師・しらくら先生がダンボールコンポ

スト作成動画をインターネットの動画共有サービス「YouTube」で公開してお

り、当該動画へのリンクを市のＨＰに掲載しました。